

## 医療機関の関係者へ

山梨県は、造血幹細胞移植後の医療として行われた  
予防接種の費用を助成した県内**市町村の事業**  
を**補助**します。

※県が単独で補助を行うものではありません。

- 造血幹細胞移植後の予防接種を受けた山梨県にお住まいの患者さんやそのご家族が、予防接種を受けた日に住民登録のある県内の市町村へ費用の助成を申し込む際に、意見書や予防接種実施記録票といった書類の提出が必要になることがあります。

### 【意見書】

医師の診断を伴うもので、文書発行料がかかることを想定

### 【予防接種実施記録票】

予防接種の当日に接種医が実施記録として記入するもので、定期接種における予診票のように文書発行料がかからないことを想定

患者さんやご家族からの申し出がありましたら、  
必要な書類の作成にご協力をお願いします。

- なお、患者さんへの支援の内容や申請に必要な書類は、市町村によって異なります。造血幹細胞移植後予防接種の費用を助成する事業を行っている市町村の窓口は、次のウェブサイトをご確認ください。

【URL】 <https://www.pref.yamanashi.jp/kansensho/zouketsu.html>

山梨県 造血

検索



この件に関する  
お問い合わせ先

山梨県福祉保健部

感染症対策センター 感染症対策推進

TEL 055-223-1505